○中村学園大学(含む短期大学部)アニマルセンター利用細則

平成３年５月１日

制定

（目的）

第１条　この細則は、中村学園大学（含む短期大学部）アニマルセンター（以下「センター」という。）規程（以下「規程」という。）第15条に基づきセンターの利用について必要な事項を定める。

（利用の手続き）

第２条　規程第14条により利用の資格を持つ者で、センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、センター管理室（以下「管理室」という。）を通じて、センター長に申し出なければならない。

２　センター長は、前項に基づき動物実験委員会の議を経てセンター利用の承認を決定し申し込み者に通知するものとする。

３　センターを利用する者は、入退者記録簿に必要事項を記載しなければならない。

４　センターを利用する者は、予め動物実験委員会が主催する講習を受けなければならない。

（動物の購入）

第３条　動物の購入を希望する利用者は、動物実験を開始する３週間前までに様式第１号「動物購入申込書」に必要事項を記載し、センター管理主任（以下「管理主任」という。）へ提出しなければならない。

２　前項により管理主任は、速やかに指定動物業者へ発注し、決定した導入日を利用者へ連絡する。

３　自家繁殖動物又は他の研究機関の動物を導入する場合にも「動物購入申込書」を提出しなければならない。

（他の研究機関からの動物導入）

第４条　実験の都合上、センター以外の研究機関から動物を導入する場合は、センター長の承認を得なければならない。

（動物の導入）

第５条　第３条により購入した動物及び第４条で承認された動物の飼育室までの導入は、管理主任の指示でセンターが行う。

２　飼育室内に導入された動物の群分け及び識別は利用者が行う。

（検収・検疫）

第６条　センターに導入する全ての動物について、所定の検収を行う。検収に不合格の動物はセンターでの飼育、実験はできない。検収項目は別項に定める。

２　検疫期間は、１週間をめどに状態観察を行い、必要に応じて検査を行う。検疫に不合格の動物はセンターでの飼育、実験はできない。

（動物の搬出）

第７条　動物を実験上の都合でセンター外へ搬出する場合は、様式第２号「動物搬出届書」を管理室を通じて、センター長へ提出しなければならない。

２　移動にはセンター指定の搬出専用飼育箱を使用しなければならない。

（再搬入の禁止）

第８条　センターから搬出された動物の再搬入はできない。

（不用動物の処理）

第９条　実験が終了し近日中に使用予定のない動物は、センター長の承認を得てセンターが処理することができる。

（実験室の利用）

第10条　実験室及び手術室を利用する場合、利用者は管理主任に、事前に報告する。

２　実験室は、清潔を維持し利用後は利用者が責任をもって清掃する。

３　動物の移動中にセンター内を汚した場合は、すみやかに清掃する。

４　汚物・ゴミ等は、可燃物・不燃物に分け専用の容器に入れる。

５　機器備品を使用する場合は、操作及び取り扱いに注意し事故のないよう注意を払う。

６　機器備品に異常を発見した場合は、すみやかに管理室まで届出る。

７　センター備え付けの機器備品の消耗品はセンターで交換補充する。

８　持込んだ器具・消耗品・薬品等は、所定の場所に収納又は各自持ち帰る。なお、紛失・破損に対してセンターは責任を負わない。

９　オートクレーブ滅菌の必要な器具・物品類は、包装して所属・氏名・使用日時を明記の上、管理室に提出されたものに限りセンターが滅菌処置を行う。なお、オートクレーブにより器具・物品類が破損した場合センターは責任を負わない。

（実験用機器備品の持込み）

第11条　利用者が実験の都合上で大型機器備品をセンター内へ持込む必要がある場合は、様式第３号「大型機器備品持込届書」を管理室を通じてセンター長へ提出し、承認を得なければならない。

２　持ち込んだ機器備品の管理は利用者が行い、実験終了後はすみやかに搬出しなければならない。なお紛失・破損に対してセンターは責任を負わない。

（実験手技の補助）

第12条　実験手技の補助は、センター長の承認を得た内容についてのみ行う。原則として急な申出には応じない。

２　特殊飼料の給餌及び特殊飲水の給水はセンターが行う。ただし、特殊飼料及び特殊飲水の調合は利用者が行い、その保管についてセンターは責任を負わない。

３　センター内の諸事情により、委員会の議を経て前２項の実施が制限される場合がある。

（飼育管理）

第13条　動物の飼育管理はセンターが行う。ただし、特殊な飼育方法が必要な場合は、利用者が行うものとする。

２　利用者は飼育中の動物の観察を行い、異常の有無を確かめなければならない。実験処置による影響以外の異常を発見した場合はすみやかに管理主任へ届け出る。

（動物の逸走防止）

第14条　利用者はセンター内及びセンター外への動物の逸走防止に留意する。逸走事故が発生した場合は、直ちに管理室へ連絡し適切な処置をとる。

（疾病発生時の処理）

第15条　疾病が発生した場合、原則としてセンターでは動物の治療は行わない。

２　飼育中に不適当と判定された動物は、たとえ実験中であっても、委員会で協議し適切な処置をとらなければならない。

（動物の死体処理）

第16条　実験に使用した動物の死体及び臓器組織の処理は、利用者が専用のポリ袋に密封し専用のフリーザーに入れる。

２　管理主任が発見した死体については、管理主任が処理する。

（特殊飼育室の利用）

第17条　SPF動物飼育室の利用については別に定める。

（管理室開室時間）

第18条　センターの管理室開室時間は次のとおりとする。

月曜日～金曜日　9：00～17：30

土曜日　9：00～13：00

（管理室開室時間外の利用）

第19条　時間外利用中の管理責任は利用者が負うとともに、災害や不測の事態が起こった場合は、中村学園大学(含む短期大学部)アニマルセンター災害対策要領に従って対応し、速やかにセンター長に報告しなければならない。

（飼育室の照明）

第20条　飼育室の照明時間は、タイマーによってコントロールしている。照明時間の延長又は短縮を希望する者は、管理室を通じてセンター長に申し出るものとする。

２　消灯時間中に入室する場合は、タイマーを手動に切り替えて点灯し入室する。退室の際は手動を自動にもどしておく。

（火気の使用）

第21条　火気を使用する設備及び器具のある場所以外で火気を使用してはならない。

２　センター内での喫煙を禁止する。

（その他の注意事項）

第22条　センター内では専用の衣類及び履物を着用しなければならない。また当該衣類等を着用のまま、センター外へ出ることを禁止する。

２　異種動物室に入るときは、動物間の感染防止に留意する。

３　飼育室・実験室・更衣室等の整理整頓に留意する。

（使用の停止及び禁止）

第23条　利用者がこの細則に反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、センター長は委員会の議を経て、当該利用者の使用を停止、又は禁止することがある。

附　則

この細則は、平成３年５月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成24年６月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和８年４月１日から施行する。

様式　略